

「農林水産業者生産設備再建支援事業」 のご案内

平成30年7月豪雨の被害から一刻も早く経営を再開するため、被災した農業用機械等の再取得に要する経費を支援します。

事業概要

☆補助金額；10万円以上100万円以下（1事業実施主体あたり）
平成29年の台風21号被害で被災し本事業で助成対象となった方は150万円以下

☆補助率；対象経費の3/10以内
平成29年の台風21号被害被災し本事業で助成対象となった方は4/10以内
（対象経費：農機具共済等で補てんされる場合は補てん額を除く額、
共済未加入の場合は更新経費の50%を控除した額）

☆対象者；被災した販売農家・畜産農家・漁業者等
（被害報告はこの事業の申請をもって行います）

☆対象経費；農業用機械等の再取得に要する経費
（ただし、下記「対象にならない機械」を除く）

☆対象にならない機械

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 耐用年数を経過したもの | ④ 他の事業との重複申請 |
| ② 修繕可能なもの | ⑤ 汎用性の高いもの（軽トラ等） |
| ③ 補助金額に充たないもの | |

※ 詳細は裏面をご覧ください

申請締切

第一次締切：平成30年8月31日（金）まで
第二次締切：平成30年9月28日（金）まで

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、お住まいの市町村の窓口へ提出してください（事前に市町村に御相談願います）。

事業内容

対象となる方

被災した販売農家・畜産農家・漁業者等 ※

※ 経営耕地面積が30a以上又は
農産物販売金額が50万円以上の農家

支援対象・助成額

平成30年7月豪雨による被害の復旧のために取り組まれたものが対象です。

【対象経費】 被災した農業用機械等の再取得に要する経費
(ただし下記「対象にならない機械」を除く)

【補助率】 対象経費の3/10以内
(平成29年台風21号で被災し本事業で助成対象となった方は4/10以内)
(対象経費：農機具共済等で補てんされる場合は補てん額を除く額、
共済未加入の場合は更新経費の50%を控除した額)

【助成額】 10万円以上100万円以下(1事業実施主体あたり)
(平成29年台風21号で被災し本事業で助成対象となった方は150万円以下)

【採択基準】

- ① 市町村による被災証明があること
- ② 対象となる機械は、対象となる方が所有し、被災したものと同程度の能力であること
のほか、下記「対象にならない機械」でないこと

☆対象にならない機械

- ① 耐用年数を経過したもの
- ② 修繕可能なもの
- ③ 補助金額に充たないもの
- ④ 他の事業との重複申請
- ⑤ 汎用性の高いもの(軽トラ等)

事業の流れ



※事業実施後は実績報告書(領収証、レシート、導入機械の写真等の確認用資料を添付)の提出も必要です。

お問い合わせ先

京都府農林水産部農産課	TEL075-414-4953
山城広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0774-21-3211
南丹広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0771-22-0371
中丹広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0773-62-2743
丹後広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0772-62-4315